

Weekly Report

第 780 号

令和7年1月20日

贈与税の申告が必要となる場合

令和6年分の贈与税の申告は本年2月3日～3月17日です。令和6年中に個人から財産の贈与を受けた方（扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる財産の贈与などは除く）で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要となります。

◆贈与税の申告が必要となるケース

◎合計110万円超の贈与を受けた場合（暦年課税）

……贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年110万円（基礎控除額）を超える場合は申告が必要です。直系尊属からの贈与で、受贈者が18歳以上の場合は「特例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者

（原則60歳以上の父母・祖父母など）からの贈与について暦年課税に代えて適用できる相続時精算課税は、令和6年分から年110万円の基礎控除が設けられたため、本制度を選択した贈与者から110万円を超える贈与があった場合に申告が必要です。なお、本制度を初めて選択する場合は申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……

直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金について、贈与税が一定限度額（省エネ等住宅は1千万円、それ以外は500万円）まで非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が

20年以上である配偶者から贈与を受けた居住用不動産又は居住用不動産の購入資金について、2千万円を控除する特例を適用する場合は申告が必要です（適用は同じ配偶者からの贈与について一度限り）。

中小企業の新規事業を支援する補助金

既存事業とは異なる新規事業（新製品又は新サービスを新規顧客に提供）に挑戦する中小企業等の設備投資等を支援する「中小企業新事業進出補助金」が創設されます（本年4月頃に開始予定）。

本補助金は、新規事業を行う事業者が一定の要件（*付加価値額の年平均成長率が4%以上、*事業所内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上の高い水準など）を満たす3～5年の事業計画に取り組む場合に、建物費や構築物費、機械装置・システム構築費、広告宣伝費などを補助します。

また、補助率は1/2で、補助上限額は従業員数に応じて設定されており、20人以下の場合は最大3千万円、101人以上の場合は最大9千万円です。

給与所得以外の所得が20万円以下の場合

年末調整が済んでいる給与所得者であり、給与所得以外のその他の所得が20万円以下の場合は原則として確定申告をする必要はありませんが、これは確定申告をしない場合について規定しているものです。

そのため、医療費控除やふるさと納税による寄附金控除などの適用を受けるために確定申告（還付申告）をする場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、その分を含めたすべての所得を申告する必要があります。